

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	飯山市

# 飯山市鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

担当部署名 飯山市経済部農林課  
所在地 長野県飯山市大字飯山1,110-1  
電話番号 0269-67-0729  
FAX番号 0269-62-6221  
メールアドレス nourin@city.iiyama.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、カモシカ、ニホンジカ、イノシシ、タヌキ、キツネ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ、ノウサギ、ミンク、カワウ、アオサギ、カラス、スズメ、ムクドリ、ドバト、キジバト
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	長野県飯山市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹、野菜等	62千円 0.04ha
イノシシ	稲、野菜等	241千円 0.20ha
ニホンジカ	雑穀、野菜等	151千円 0.35ha
カモシカ	雑穀、野菜等	151千円 0.35ha
カラス	稲、果樹、野菜等	39千円 0.09ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>ツキノワグマによる被害は夏場頃から秋津地区のブドウの他、市内全域でスイカ、トウモロコシ等が多く、秋口から冬眠までは市内全域でカキが多い。出没頻度については、ここ数年間は市内全域で人家周辺への出没が増加し、農作物被害のほか、日常生活への影響など地域の不安も大きい。</p> <p>イノシシは通年で主に水稻からいも類・ソバなどの被害が有り、山間部の農地で広く面的に荒らされるケースが多いが、稀に平坦地や河川敷の農地にも出没がある。数年前に比べ市内全域に被害が見られるようになった。</p> <p>ニホンジカ及びカモシカについては山間部の農地を中心に豆類や野沢菜の被害が発生しており、目撃数と生息域の拡大が懸念される。</p> <p>カラスは市内全域で自家野菜等を中心に被害が発生しており、生息数及び被害は増加しているとみられる。</p>
---

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害金額(千円)	被害面積 (ha)	被害金額(千円)	被害面積 (ha)
ツキノワグマ	62	0.04	43	0.03
イノシシ	241	0.20	168	0.16
ニホンジカ	151	0.35	105	0.28
カモシカ	151	0.35	105	0.28
カラス	39	0.09	27	0.07

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元猟友会への業務委託による有害鳥獣捕獲</li> <li>・ 小型の獣類捕獲に係るわな講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員の高齢化や、会員の減少に伴い、継続的な捕獲が困難となってきた。</li> <li>・ 農家や集落の自衛的な取組みを推進する必要がある。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の防護柵購入費に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化により電気柵設置の作業負担が大きい。</li> <li>・ 豪雪地帯のため、冬期間は電気柵を全て取り外す必要があり、作業負担が大きい。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の緩衝帯整備に係る費用の補助</li> <li>・ 誘因物除去の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢化により緩衝帯を整備する団体が少なくなってきた。</li> </ul>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・電気柵等の設置、緩衝帯整備を推進し、人と鳥獣の生息環境を整えるとともに、放任果樹の除去など、人里へ寄せ付けない取り組みを実施する。
- ・農協職員及び農家等から被害状況を聴取し、鳥獣の種類や出没時期、被害内容について把握することで、対策の実施に活かす。
- ・小型鳥獣捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会を実施し、個人での被害軽減対策を推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

地域住民からの被害情報をもとに、飯山市及び飯山市有害鳥獣対策協議会が被害の情報及び加害個体を特定し、飯山市猟友会に有害鳥獣捕獲事業を委託し、猟友会員により構成される飯山市鳥獣被害対策実施隊が対象鳥獣捕獲員として捕獲する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	全鳥獣	センサーカメラ等を活用し、対象鳥獣及び被害の実態を把握し、効率的な捕獲を実施する。
R6	全鳥獣	センサーカメラ等を活用し、対象鳥獣及び被害の実態を把握し、効率的な捕獲を実施する。
R7	全鳥獣	センサーカメラ等を活用し、対象鳥獣及び被害の実態を把握し、効率的な捕獲を実施する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ツキノワグマ、カモシカについては被害状況に応じて長野県へ許可申請をする。 イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、キツネ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、ノウサギ、ミンク、カワウ、アオサギ、カラス、スズメ、ムクドリ、ドバト、キジバトについては、被害状況や近年の捕獲実績を考慮して捕獲計画数を設定した。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ツキノワグマ	必要頭数	必要頭数	必要頭数
カモシカ	必要頭数	必要頭数	必要頭数
イノシシ ニホンジカ	各 80 頭	各 80 頭	各 80 頭
タヌキ キツネ ハクビシン	各 150 頭	各 150 頭	各 150 頭
アナグマ アライグマ ノウサギ ミンク	各 30 頭	各 30 頭	各 30 頭
カラス	500 羽	500 羽	500 羽
カワウ アオサギ スズメ ムクドリ ドバト キジバト	各 100 羽	各 100 羽	各 100 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ツキノワグマについては、出没や被害状況に応じて檻により捕獲する。</li> <li>・ カモシカについては、出没や被害状況に応じて、銃器やわなにより捕獲する。</li> <li>・ ツキノワグマやカモシカを除く獣類については、年間を通じて銃器やわなにより捕獲する。</li> <li>・ 鳥類については、年間を通じて銃器により捕獲する。</li> </ul>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ等の大型獣を捕獲するため、有害捕獲の期間、鳥獣被害対策実施隊員が、必要に応じ安全を確保した上でライフル銃を使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
飯山市内全域	ニホンジカ、カワウ、アオサギ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。  
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ カモシカ イノシシ ニホンジカ	瑞穂地区 1.0km	瑞穂地区 1.0km	柳原地区 1.0km

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。  
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	5~7年度
ツキノワグマ カモシカ イノシシ ニホンジカ	・電気柵等の適正な管理(下草刈り、電圧の管理等) ・住宅街及び農地等の出没時の追払い

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	全鳥獣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放任果樹の除去及び生ごみ等の処理徹底など誘因物の適正な処理の協力依頼</li> <li>・地域住民による緩衝帯整備への支援</li> </ul>

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

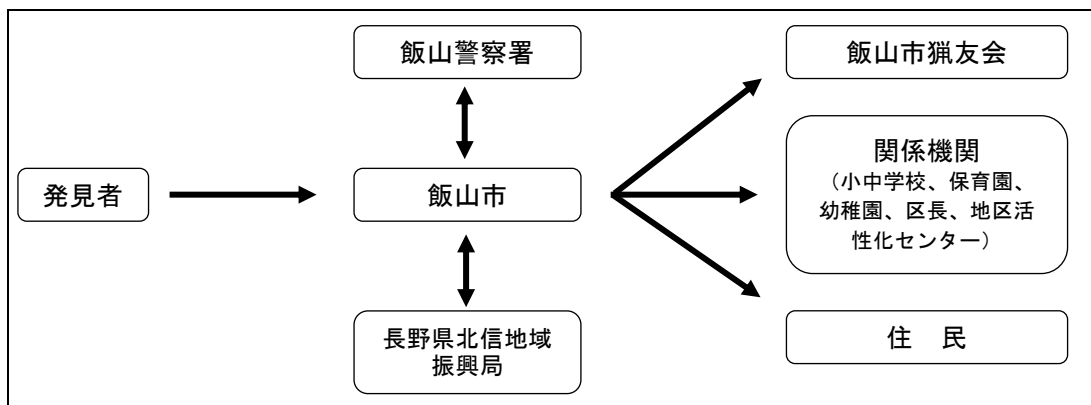
関係機関等の名称	役割
飯山市	被害対策の総括
北信地域振興局	対策指導
飯山警察署	事故防止と安全確保
飯山市猟友会	対象鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護員	鳥獣出没状況等情報収集・捕獲指導

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費、焼却、埋設、ジビエ加工所への搬入
-----------------------

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	加工食品の利活用について検討する
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	飯山市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
飯山市	事務局運営、各機関との連絡調整
ながの農業協同組合	被害情報の収集
高水漁業協同組合	被害情報の収集
北信州森林組合	被害情報の収集
飯山市猟友会	有害鳥獣の捕獲
長野県鳥獣保護員	鳥獣保護及び防除対策等への助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。



(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県北信地域振興局	助言、捕獲許可、技術的な支援

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

年間を通じた有害捕獲、個体数調整、市街地などに野生鳥獣が出没した場合などにおける緊急出動要請等、鳥獣に関わる有事に対応するため、令和2年10月に設置した。(構成員 飯山市猟友会員のうち、26名)

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。